

平成31年度政府予算編成 並びに施策に関する要望書

平成30年7月18日

宮城県町村会

平成31年度政府予算編成並びに 施策に関する要望事項

目 次

1	町村財政基盤の強化について	1
2	地方創生の推進について	4
3	地域連携事業（自治体間連携事業）の推進について	5
4	総合防災対策事業の整備促進について	6
5	情報化施策の強化推進について	9
6	陸上自衛隊演習場周辺対策事業の促進について	10
7	拉致事件に関する特定失踪者の真相究明について	11
8	公的年金特別徴収に係る対象者情報の早期提供について	12
9	東北放射光施設等の早期建設について	13
10	再生可能エネルギーによる地域振興推進について	14
11	道路・河川等・ダム及び生活環境等の整備について	15
12	公共交通網の充実強化について	18
13	農業対策の充実強化について	19
14	森林・林業対策の推進について	23
15	水産業対策の充実について	25
16	産業振興対策の推進について	28
17	広域観光の充実に向けての支援について	29
18	障害者保健福祉施策の充実強化について	30
19	国民健康保険制度の抜本的改革について	32
20	後期高齢者医療制度について	34
21	介護保険制度の改革について	35
22	子育て支援対策の推進について	37
23	地域保健医療対策の推進について	40
24	ワーク・ライフ・バランスの推進について	42
25	生活保護に係る級地区分の見直しについて	43
26	学校教育の充実に対する財政措置等について	44
27	特別名勝「松島」保護指定区域の見直しについて	46

1 町村財政基盤の強化について

自主財源の乏しい町村が自主性・主体性を発揮し、地方創生を着実に進めていくとともに、地域の実情に応じた社会保障サービス、住民の命を守る防災・減災対策事業等を実施するためには、地方の社会保障財源の安定的確保、税源配分のあり方の見直しと偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築、地方交付税総額の確保など、地方の自主財源の大幅な拡充による町村財政基盤の強化が不可欠であることから、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 町村税源の充実強化

- (1) 地方分権をより実効あるものとするため、更なる税財源の移譲を積極的に行い、地方税財源の拡充を図ること。

また、財源移譲にあたっては、地方消費税等の偏在性の少ない税収の安定した税目とし、所要額確保に向けた制度の強化を図ること。

- (2) 国庫補助金の廃止・縮減に対する財源移譲の充実と税源移譲の調整は普通交付税以外の方法により調整すること。

- (3) 事業主体の自主性を高めるため、公共事業に係る国庫補助負担金の一般財源化を検討するとともに、教育、社会保障等の対人社会サービスの国庫補助負担金を包括的負担金とし、制度の柔軟性を確保すること。

- (4) 固定資産税は収入の普遍性・安定性に富む、町村における基幹税目であることから、安定的に確保出来るよう配慮するとともに、固定資産の減価償却制度については、現行の評価方法を堅持すること。

また、企業が新たな機械などの償却資産を導入した場合に課税される固定資産税についても、現行制度を堅持すること。

- (5) ゴルフ場利用税は、地域振興を図る上でも貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

- (6) 臨時財政対策債は地方交付税の原資不足に対応する仕組みであり、地方交付税の代替財源である。この原則を踏まえ「地方交付税であったならば実現していた交付税配分額」に見合った額が配分される仕組みに改めること。

また、臨時財政対策債の残高が増加していることから、町村の財政運営に支

障が生じることのないよう万全の財源措置を講じること。

- (7) 公共施設等適正管理推進事業債については、地方債措置期間が平成33年度までと定められているが、今後、公共施設等の集約化・複合化、老朽対策等の実施が想定されていることから、地方債措置期間を更に延長すること。
- (8) 社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が社会資本を整備していく上で、自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金であることから、道路整備に限らず、十分な財政措置を講じるとともに、次の事項について特段の措置を講じること。
 - ① 公共施設建設等に係る補助算定割合や補助基準額に実勢単価との乖離が大きくなることから、実情に即した単価の見直しを図ること。
 - ② 国で示している補助率で算定した交付限度額に対し、内示額が低く抑えられ、町村では財政経営に大きな負担となっているので、採択された事業については、国で示している補助率で算定した交付限度額で内示すること。
- (9) 空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、空き家対策に要する費用について、必要な財源を確保すること。
- (10) 水道高料金対策については、昨今の経済事情及び住民負担の軽減を考慮し、制度の継続を図るとともに、基準の見直し等拡充を図ること。
- (11) 地上デジタル放送を受信するため、有線受信施設を整備した組合では、整備後の管理・運営及び設備更新に要する負担が大きく、地域によっては少人数で管理しなければならない組合もあり、住民の負担が過大であることから、設備更新時の支援制度を創設すること。
- (12) 公共用地の取得に係る租税特別措置法の優遇措置の拡大について
 - ① 地方自治体を実施する公共事業等の事業用地を取得する際には、譲渡所得の特別控除額の最低額を現行1,500万円から3,000万円に引き上げること。
 - ② 土地収用法を背景にした事業用地の代替地提供者に対する譲渡所得の特別控除額を、現行の1,500万円から3,000万円に引き上げること。
 - ③ 地方自治体を実施する公共事業の事業用地の代替地提供者に対する、譲渡所得特別控除を新設するとともに、控除額を3,000万円とすること。
 - ④ 生前一括贈与に係る納税猶予農地を事業用地として譲渡した場合、贈与税、相続税の免除制度を新設すること。
- (13) 人口増加自治体においては、住民増加に対応し、インフラ整備、教育環境整

備、生活基盤整備、施設整備等を迅速に行う必要があることから、新たな財政措置を講じること。

- (14) 過疎法適用外小規模町村については、過疎地域に指定された町村に準じる地域として、過疎地域自立促進特別措置法における補助割合の特例等に準じた財政措置を講じること。
- (15) 社会保障費については、今後益々増嵩する見込みであることから、社会保障費の算定法の見直しを行い、市町村の過度な負担増とならないよう調整すること。

2 地方交付税の充実強化

- (1) 地方交付税は地方の固有財源であることを制度上明確にするため、名称を「地方共有税（「地方交付税交付金」については「地方共有税調整金」）」に改め、地方分権に適応するよう制度の充実を図るとともに、本来有している財源調整機能及び財源保障機能を堅持すること。

また、過去に大幅な縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まっているため、全額復元に取り組むこと。

さらに、地方交付税は本来標準的な行政需要を賄うための財源を保障するものであることから、本来国において財源措置すべきものについて、交付税単位費用への算入は行わないこと。

- (2) 普通交付税改革の一環として、基準財政需要額の単位費用の対象となる一部の業務について、トップランナー方式が導入され、また、基準財政収入額においては、算定に用いる徴収率について、上位3分の1の地方公共団体が達成している徴収率を標準的な徴収率に設定することが明記され、自治体間の格差が更に広がることが危惧されている。

については、地方交付税が自治体間の格差是正のために交付されるものであるという趣旨を踏まえ、本改正が普通交付税で行うことが妥当かどうかも含めて改めて検討し、国民に必要な行政サービスに支障が生じることがないようにすること。

2 地方創生の推進について

人口減少の克服と地方創生に向けて国が策定した「長期ビジョン」及び「総合戦略」を勘案し、町村においても「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を策定し、実現に向けて取り組んでいるが、町村が実施する事業・施策を着実に推進できるよう、次の事項について特段の措置を講じること。

- (1) 地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金など関連する交付金については、自治体の創意工夫を活かせるよう、実施計画の事業と密接に関連し、新たに必要性が生じた事業の実施について既交付額の範囲内での承認や、対象事業の早期着手など弾力的な取扱いを行うとともに、継続的な交付金とすること。
- (2) 地域再生計画の認定や地方創生関連支援措置の適用については、申請手続きの簡素化や受付回数を増やすなど、地方版総合戦略の着実な推進に向け、機動性が高い運用に改正すること。
- (3) 地方創生応援税制について、企業側の認知度向上を図ること。

3 地域連携事業（自治体間連携事業）の推進について

現在、周辺市町村又は任意の市町村が連携した事業が推進されており、観光分野においては広域DMOの立上げ等の地域連携事業が実現しているところである。

市町村が連携し、一体的な事業展開を図ることは、地域の活性化や共通した課題解決に向けて重要な役割を果たすものである。

については、地方創生推進関連制度の交付金を継続するとともに、対象事業となる要件を緩和し、地域連携事業を拡充強化すること。

4 総合防災対策事業の整備促進について

今後発生が危惧される大規模な自然災害の観測体制の整備と住民等に対する迅速な情報提供・伝達体制の整備は非常に重要であることから、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

- (1) 「大規模地震防災・減災対策大綱」に基づく地震津波対策を早急かつ的確に実施すること。

特に、先導的な地震・津波防災対策モデルを早急に構築し、地震計やGPS波浪計を増設するなど津波観測・警報体制の充実強化を図るとともに地震津波防災対策上、緊急に整備を要する施設については、財政的支援を講じるなど、早期避難のための体制づくりを早急に推進すること。

なお、地震津波に関する科学技術の振興について支援措置を講じるとともに、研究成果の普及を推進すること。

また、津波観測・警備体制の充実のため、防災対応職員等の専門的な研修会を実施すること。

- (2) 地域防災計画に位置付けられている避難施設の耐震改修に係る補助制度については、その緊急性及び重要性を勘案し、現行補助制度の補助率を引き上げるとともに、対策に万全を期すること。

また、避難施設に通じる道路についても沿道の建築物やブロック塀の耐震化などについて幅広く使える交付金の創設や補助制度の拡充を行うこと。

- (3) 太平洋沿岸14市町に対する津波対策については、総合的な体制整備を早急に実施し、その対策に万全を期するとともに、町村の対策整備に対しては、所要の財政措置を早急に講じること。

特に、次の事項について整備を促進すること。

- ① 広域津波監視システムの早期導入及び自治体単位での整備による観測体制の充実
- ② 東日本大震災による津波により損傷した防波堤や防潮堤、陸こう、樋門の早

期の整備・復旧及び施設を操作する者の安全を考慮した電動化・自動化と多重防衛による津波対策の整備

③ 海水浴場や主要漁港、海岸部国県道における、津波監視カメラやデジタル無線方式による双方向通信設備による避難誘導放送施設の設置

④ ヘリコプター臨時発着場の整備等を含む避難地や避難路の整備

(4) 防災行政無線のデジタル化移行は進んでおり、今後は保守・管理を行っていくことになるが、これには多額の費用がかかることから、維持管理費について継続して財政措置を講じること。

また、現在整備を進めている町村もあることから、整備・移行にかかる財政措置を継続すること。

(5) 防災行政無線の戸別受信機設置について財政措置を継続するとともに、維持管理に係る費用への補助金等を新設すること。また、Jアラートの維持管理に係る費用についても補助金等を新設すること。

(6) 地域に密着した消防団は、住民の生命・財産を守る一翼として、災害時には大きな役割を果たしていることから、消防団員の待遇改善を進めるとともに、安全対策も含めた装備の充実や更新、消防団の施設の耐震化など財政支援の充実強化を図るため、次の事項について特段の措置を講じること。

① 小型ポンプ積載車両を各班へ編制することにより、機動性の向上が望めることから、導入に際し、財政措置を講じること。また、老朽化した車両の更新についても財政支援を講じること。

② 現行の保管庫は小型ポンプ積載車両の保管が不可能であることから、小型ポンプ積載車両導入と並行して整備する場合、財政措置を講じること。

③ 消防団員の安全装備品等について、東日本大震災の教訓を踏まえ消防団の装備の基準等が改正されたことに伴い安全確保対策（耐切性手袋、メガネ等）、救助用機具（AED・エンジンカッター等）、情報通信（トランシーバー・車載用無線機等）及び消防団員服制基準の改正に伴う配備に対する補助制度を拡充すること。

(7) 東日本大震災において、臨時災害FM局は、一度に多くの住民へ生活情報や行政情報を発信する手段として、大きく効果を上げたことから臨時災害FM局装置一式を、さらに、各種災害の警戒区域に居住する住民への迅速な情報伝達手段の確保を図るため、防災ラジオを災害対策用移動通信機器の配備品目として追加すること。

また、災害等の緊急時に、今ある地域コミュニティーFM局等への情報伝達手段を迅速に行えるように電話回線や衛星通信を使った専用回線を敷設して、住民等へ行政情報が幅広く発信できる設備を設置すること。

(8) 蔵王山火山活動の高まりに伴う支援について

① 今後も火山活動の高まりにより、同様の事態が発生する恐れがあることから、国においても風評被害払拭事業等に対する財政支援や観光事業者への融資制度確立など、総合的な支援対策を講じること。

② 噴火発生により融雪型火山泥流が想定されることから、「蔵王山火山噴火緊急減災対策砂防計画」が策定されたが、対策の一つとして、次の事項について特段の措置を講じること。

イ 松川の火山砂防事業の早期完了

ロ 濁川にある清水原橋の流木による閉塞対策としての流木捕捉工の整備

③ 恒久電源の確保及び情報通信網を充実させるため、電源ケーブルの整備及び山頂部における緊急メール等受信状況の環境整備を早急に行うこと。

④ 火山監視を強化するため、通年運用できる火口監視カメラ及び降灰量計の緊急整備を行うこと。

5 情報化施策の強化推進について

- (1) 社会保障給付や納税などの情報を一元管理するため国民や企業に番号を割り当てる共通番号（マイナンバー）制度の運用には、電算システムが不可欠なものとなっていることから、今後、システムの運用・維持管理、改修、更新にあたっては、国の責任として、十分な財政措置を継続的に講じること。

また、情報セキュリティ対策の抜本的強化についても、町村に負担が生じないよう必要な財政措置を講じること。

- (2) 条件不利地域等において、町村が整備したブロードバンド施設等について、代償なく速やかに民間通信事業者への移管を可能とする制度を創設すること。

なお、運営に関して町村負担が生じる場合には、万全の財政措置を講じること。

- (3) 地域経済の活性化や少子高齢化への対応、地域コミュニティの再生や安全・安心の確保等、被災地域の具体的な課題についてICTの利活用を通じて、その解決を促進するための施策と財政措置を講じること。

また、ICTを活用して整備した情報システムを継続的に利用していくには、機器等の更新が必要になるので、これらの更新費用についても財政措置を講じること。

6 陸上自衛隊演習場周辺対策事業の促進について

(1) 装軌車等による演習場外への土砂の搬出を防止するため、演習場内の戦車走行路の整備及び洗車場の改修を図ること。

(2) 農業用水確保のため農業ため池、堰や用水路の整備及び堆積土砂の浚渫などによる機能回復を図ること。

(3) 騒音、振動の防止のための住宅防音工事を実施するとともに、軽減のための技術開発を促進し、地形や行政区域等実態に即した区域指定を行い、補助対象区域の拡大を図ること。

また、砲撃音に起因する住宅防音工事により設置された空気調和機器の老朽化が進行していることから、その復旧を図る対策を講じること。

(4) 特定防衛施設周辺整備調整交付金を一般財源として活用できるよう、制度の見直しを図ること。

また、SACO関係特別交付金は、平成28年度から一般経費の中に予算措置されたが、沖縄に駐留する米軍に起因する沖縄県民の負担軽減のため、SACO事案として苦渋の選択の末に移転訓練を受け入れていることから、予算を減額されることなく継続して交付すること。

7 拉致事件に関する特定失踪者の真相究明について

- (1) 特定失踪者の失踪原因の真相究明を早期に実現すること。
- (2) 他国による拉致の可能性が濃厚であると判断できる特定失踪者については、速やかに拉致被害者の認定を行うとともに原状回復を求めること。
- (3) 拉致を行った国に対し、全ての拉致被害者の安全を確保し、直ちに帰国させるよう求め、拉致に関する真相究明及び拉致実行犯の引渡しを求めること。

8 公的年金特別徴収に係る対象者情報の早期提供について

公的年金からの特別徴収制度実施にあたり、対象者情報が一般社団法人地方税電子化協議会を通じて町村に送付されているが、賦課事務に支障が生じないように、今後とも引き続き、年金特別徴収データの早期提供に努めるとともに、公平・公正な賦課実現のため、マイナンバー制度を最大限活用すること。

9 東北放射光施設等の早期建設について

東北放射光施設（中型高輝度リング型放射光施設）の早期建設を積極的に推進すること。

また、建設に伴い関連企業の進出が想定されることから、企業誘致にかかる優遇制度を創設すること。

10 再生可能エネルギーによる地域振興推進について

エネルギーの安定供給には、供給源の多様化や自給率の向上を図る必要があることから、次の事項について特段の措置を講じること。

(1) 再生可能エネルギー誘致促進のための特別高圧電線の整備

クリーンエネルギー施設により発電した電気を送電するための特別高圧電線を整備すること。

現在、売電を目的とした場合、事業者の負担により送電施設を整備しなくてはならず、採算性の観点から進出の面での課題であるため、国のエネルギー政策として整備すること。

(2) バイオマス由来の電力固定価格買取制度及び系統への接続

バイオマス発電事業は、計画策定から稼働するまでかなりの期間を要し、人件費及び運搬費等で多額の経費がかかることから、バイオマス由来の電力買取価格については引き上げ等、特段の措置を講じること。

また、バイオマス発電の災害時等のエネルギー自給に向けて、「系統設備の増強など送電線網整備の推進」「系統への優先接続」について、特段の措置を講じること。

(3) 水素社会の促進について

水素社会の実現に向けて、本県が水素技術の実証フィールドの先進地とするための制度を創設すること。

また、燃料電池自動車の普及のため、水素ステーションを大都市圏以外への設置を促進するための制度を創設するとともに、購入の補助率を引き上げること。

11 道路・河川等・ダム及び生活環境等の整備について

国土の均衡ある発展と活力ある地域づくりを推進し、安全・安心な住みやすい地域社会を推進するため、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 道路整備事業の促進

- (1) 高速自動車道並びに高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備促進を図ること。

特に、2車線区間の4車線化について早期整備着手を図ること。

- (2) 国道・県道及び町村道の均衡ある整備促進を図ること。また、既存の道路においても、地域の安全・安心の観点から、町村が必要な道路整備が行えるよう十分な財政措置を講じること。

特に事業化が決定し事業着手している整備区間については、十分な道路整備予算を確保するとともに、基本計画区間についても、早期の道路整備が図られるよう、国の責任において事業化を推進すること。

- (3) 自転車活用推進法に伴う自転車専用通行帯等の整備について、県及び市町村において計画的に推進できるよう財政措置を講じること。

2 復興道路・復興支援道路の財源確保について

三陸沿岸道路をはじめとする復興道路・復興支援道路は復興に不可欠な事業であるが、供用までに期間を要することから、通常の公共事業とは別枠で完成まで継続的に財源を確保すること。

3 地方創生や国土強靱化に資する道路整備に必要な通常予算の確保について

沿岸町村においては、東日本大震災からの早期復旧・復興に向けて、復旧・復興関係予算による道路事業に鋭意取り組んでいるが、今後、内陸部も含めた本県全体の地方創生や国土強靱化を図る上で、地方の拠点を結ぶ県道・集落間を結ぶ町道などの道路ネットワークの強化が不可欠であることから、復旧・復興以外の道路整備に必要な通常予算を確保すること。

4 河川海岸等の整備促進

- (1) 防災・減災の観点から治水は重要施策であることから、抜本的な治水安全度の向上に寄与する対策や堤防強化対策など予防的な治水対策の促進を図ること。
- (2) 一級河川については、一つの県内で完結する河川であるか否かに関わらず、引き続き国自らが管理者となり、一層の整備促進を図り国の役割を強化し、その責任を果たすこと。
- (3) 海岸の整備事業等の促進を図ること。
- (4) 仙台湾南部海岸浸食対策事業を推進すること。

5 ダム事業の促進

嘉太神ダム及び筒砂子ダム早期着工等の整備促進を図ること。

6 廃棄物処理対策の充実強化について

- (1) 「廃棄物処理施設整備計画」の着実な推進と、地域の特性を活かした適切な整備を進めるため、次期計画も町村の現状や意見を十分に反映したものとする
- こと。
- (2) 廃棄物処理施設等の周辺地域における環境整備対策を検討し、財政措置を講じること。
- (3) 跡地計画の無い焼却施設を解体撤去し更地にする場合の特別交付税による財政支援は廃止となり、また、循環社会形成推進交付金では移転・整備の場合は補助の対象外となっていることから、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事や、解体跡地以外への新たな廃棄物処理施設の整備など、焼却施設に限定されない全ての施設解体工事について、財政措置を講じること。
- (4) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の見直しにあたっては、増加している不法投棄への防止策として、監視体制の整備をはじめ、引取り・リサイクルにかかる費用を販売価格に含める検討をするとともに、不法投棄物の回収は、小売業者、製造業者等の責任で行うこととし、町村が不法投棄物を回収した場合は、その回収費用を製造業者等の負担とするなど、町村の新たな負担とならないよう、万全の措置を講じること。

また、不法投棄者に対し、罰則規定の強化など厳しく対応すること。

- (5) 廃棄物の処理にとどまらず、将来的な廃棄物のあり方を改善していくため、児童・生徒などに対するモラルの向上を図る教育を推進すること。

7 水道施設の更新・整備における補助制度の充実

- (1) 安全対策として実施している老朽管更新事業及び石綿セメント管更新事業は、昨今の水道企業経営の厳しい状況下から、その更新が進んでいない状況である。

また、東日本大震災に伴う震災対策特別会計により、水道管路の耐震化事業は整備対象とされているが、石綿セメント管更新事業については対象外となっている。

については、老朽管更新事業の補助率を実情に即した数値に見直すとともに、石綿セメント管更新事業についても震災対策事業の耐震化事業の対象とし、その適用にあたっては新規採択事業のみではなく、既に事業を実施している水道事業者においても適用すること。

- (2) 山間部等の地域においては、未だに水道の未給水地があり、季節により渇水問題が発生している。国民が健康的な生活を行う上でも水道施設整備が急務となっていることから、簡易水道等施設整備費補助の補助率を一律に2分の1に引き上げるなど、国策として未給水地域の解消を推進すること。

8 下水道処理システムの整備に必要な補助金については、町村の要望額どおり交付できるよう所要額を確保すること。確保できない場合は、臨時財政特例債の発行ができるよう地方債制度の見直しを行うこと。

また、地方財政対策における下水道事業への高資本費対策は、資本費負担の軽減を図ることによる経営の健全性を確保するため、恒久化すること。

12 公共交通網の充実強化について

各地域が持つ産業・経済・文化等の多様な環境をネットワーク化し、活力と均衡ある地域発展を図るため、公共交通網の整備は重要であることから次の事項について、実現化に向けた特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 鉄道網（JR東日本）の整備促進

- (1) 平成31年度末までに再開とされているJR常磐線全線の早期運転再開を実現するとともに、運転再開後における利用者の利便性の確保及び運賃設定について特例措置を講じること。
- (2) JR仙石線松島海岸駅のバリアフリー化を促進すること。
- (3) 震災において道路上の踏切がボトルネックとなり、避難道路としての機能が十分果たせなかったことから避難道路として整備するため、JR踏切部拡幅改良の実現への支援を行うこと。

2 地域公共交通確保維持改善事業の補助率の確実な確保

地域公共交通は、これからの高齢化社会を支える重要な施策の一つであり、地方創生をなし得るためにも改善等が必要不可欠である。人口及び消費等が減少していくと推測される中で、企業によって公共交通を支えるのは限界があることから、行政が支援しなければ地域公共交通の確保は困難である。

阿武隈急行株式会社では、沿線住民の足の確保のため、自らの経営努力及び地域の支援を受け、阿武隈急行線の活性化と再生を図るための整備事業を計画的に進めてきている。しかし、国の補助金（補助率）は国が責任を持って所要の財源確保を行わなければ、地域での安定した地域公共交通の確保が困難といわざるを得ない。

については、交通事業者及び沿線自治体の安定した財政運営を保障するためにも、補助率どおりの所要額の確保は責任を持って行うこと。

併せて、市町村が運行するコミュニティバス・デマンドタクシー等、地域公共交通の運行に対しても、国が責任を持って所要の財源を確保し、安定した財政運営を支援すること。

13 農業対策の充実強化について

新たな食料・農業・農村基本計画を踏まえ、地域がそれぞれの特徴を活かした農業政策を実施し、農村が将来にわたり持続できるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

1 食料・農業・農村基本計画

(1) 国内の米需給のバランスを崩すような輸入にならないよう、輸入量を制限すること。

(2) 農地中間管理機構の創設によって、農地の出し手に対する支援の充実が図られるが、担い手である農地の受け手にも支援策等の創設を図ること。

加えて、中山間地域等での農地集積が促進されるよう、基盤整備事業の採択要件等について、地域の実情に合った支援策を講じること。

また、農地においては相続未登記であっても実質的な管理者がいることがあり、その者が耕作を続けている場合、実質的な管理者の同意のみで貸借を行えるよう緩和を図ること。

(3) 経営所得安定対策については、需要に即した主食用米の生産と戦略作物の本作化や地域の特色ある作物の産地づくりに向けた取組を促し、農家が自立・安定した経営が可能となるよう、「水田活用の直接支払交付金」、特に産地交付金枠の財源を十分に確保すること。あわせて、収入保険制度については、農業経営の安定につながる有効な施策となるよう配慮すること。

なお、長期的な営農計画が可能となるよう、経営所得安定対策の法制化を図ること。

(4) 経営構造対策の推進と土地利用型作物の生産対策を引き続き強化すること。

(5) 優良農地の確保と有効利用を積極的に推進するとともに、地域の実態に応じた土地利用を図るため、土地利用の計画策定及び諸規制に係る権限については、町村長に移譲すること。

(6) 日本型直接支払制度について、地域の多様な実情を踏まえ、弾力的な運用に努めるとともに、取り組みやすい支援制度とすること。

なお、「多面的機能支払交付金」については、新規集落組織が加入しやすい

ように事務処理の簡略化を検討すること。

また、いずれの交付金についても、交付単価を調整することのないよう、十分な財源を確保すること。加えて、地方自治体の財政負担を改め、全額国費で実施すること。

2 人材の育成・確保

認定農業者及び新規就農者や集落営農も含めた担い手の育成・確保を図り、農地を効率的に利用することを基本に、担い手への利用集積を進めるための施策を推進するとともに、法人以外の集落営農組合への支援策を充実すること。

特に、新規就農者の担い手の育成・確保については、地元就農者に加え、地域おこし協力隊を経ての就農者も増えており、より安定した農業経営が図れるよう「農業次世代人材投資事業」の経営開始要件について、就農者の試験・試作販売や地域おこし協力隊任期中の試験販売を交付対象の特例にするとともに、販売額上限の設定など、緩和を図ること。

なお、「機構集積協力金交付事業」は、担い手への農地集積を図る農地中間管理事業を推進するうえで有効な施策であるが、平成31年度以降の取扱いが未定であることから、早急に具体策を決定すること。

また、被災農地の復旧工事が遅れており、農地集積が本格化していない状況であることから、平成31年度以降の継続についても検討すること。

3 中山間地域等の振興

- (1) 生活環境基盤整備のための諸施策を充実すること。
- (2) 地域特産物の消費拡大に向けた加工・流通等の高付加価値化について諸施策を充実すること。
- (3) 新たに制定された「鳥獣被害防止特措法」に基づき、鳥獣被害防止（サル・クマ・イノシシ・ニホンジカ等）及び鳥獣被害対策実施隊の育成等の諸施策を充実すること。

なお、捕獲協力について、有害鳥獣駆除に当たっては先行事例なども充分活用し積極的な展開を図るとともに、「鳥獣被害防止総合対策交付金」について被害防止施設の整備など、事業実施の予算確保に十分努めること。

また、有害鳥獣の駆除を行っても、放射線量が高いため処分に苦慮している

ことから、駆除獣の処理施設を国の負担で設置すること。

- (4) 中山間地域等直接支払制度は継続するとともに、事業の対象農地の範囲に「里の農地」を加えること。

また、単価の設定について、傾斜条件や取組内容に応じた設定の条件を緩和し、農家所得の安定を図ること。

- (5) 中山間地域支援対象条件に「中山間地域の指定」があるが、同じような条件でも指定地域と指定されない地域があることから、指定の見直しを行うこと。

4 飼料価格高騰対策の推進

- (1) 配合飼料価格安定制度については、価格差補てん財源の確保や価格差補てん発動基準の抜本的な見直しを行い、長期的な飼料価格の高騰に対応した制度に拡充強化すること。

- (2) 水田フル活用により、飼料用米の生産拡大を進めているが、売り先の確保、効率的な流通体制の構築、多収技術の普及などの課題があるので、それらの対策を講じるとともに、飼料用米生産に対する支援策を安定的かつ恒久的に行い、飼料用米生産農家の経営安定を図ること。

- (3) 口蹄疫については、関係農家や事業者の経営対策を講じるとともに、再発の防止に向けた防疫対策の一層の強化、さらには財政的支援等、万全の措置を講じること。

また、発生時の関連諸対策、罹患した牛豚等の埋設処分場の設置の推進に加え、発生により関連事業者が被る損害についても補てん制度を創設すること。

- (4) 鳥インフルエンザについては、その発生原因を早急に究明し、再発防止のための万全の対策を講じるとともに、発生時の関連諸対策、罹患した鳥の焼却・埋設処分場の設置の推進に加え、発生により関連事業者が被る損害についても補てん制度を創設すること。

5 農業生産の総合的な振興

耕種と畜産の連携強化等による農業生産の総合的な振興を図るとともに、野菜等の価格安定制度の充実、生産省力機械の開発普及、生産資材費の軽減対策を推進すること。

また、省エネ技術の普及や金融税制措置など必要な対策を講じること。

6 経営体育成基盤整備事業の推進

農林業の生産性向上や農山村の地域活性化を図るため、農業農村基盤整備、森林基盤整備等を推進する「農山漁村地域整備交付金」の十分な財源措置を講じること。

7 国際貿易交渉への対応

環太平洋連携協定（TPP）等、国際貿易交渉の対応については、国内農産物の価格下落等に十分対策を講じること。とりわけ競争力の弱い中山間地域においても農業経営が持続できるよう必要な施策と財源の確保を図ること。

8 新たな農業・農村政策の推進

制度の見直しや新たな制度全般にわたり、事業の実施要綱、要領等の情報提供が遅いこと、また、事業が進行している中、次々に追加情報が出されるなど、各自治体段階では大変な混乱をきたしている。

制度の改革にあたっては、地域の関係者等との協議を十分に行い、地域の農業・農村の展望が持てるような制度設計を講じるとともに、安定的に施策を実施すること。

9 遊休・休耕農地の有効活用

遊休・休耕農地の有効活用方法として、再生エネルギーの促進につながる成長の速いエネルギー作物の作付け奨励策を創設すること。

14 森林・林業対策の推進について

森林が将来にわたり適正に管理され、多面的機能の持続的発揮を図るための政策を進め、人材育成、林道整備、機械設備導入など財政支援を強化することが必要であることから、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 新たな森林管理システム実施への支援

森林環境税の創設により森林・林業対策が強化されることになるが、森林台帳の整備等「新たな森林管理システム」の実施にあたり、町村においては専門的な知識と業務量の増加とが見込まれることから、財源を含めた十分な支援体制を講じること。

2 森林を守る山村に対する財源措置

税源の乏しい山村に対して、有効な財政調整機能を発揮させ山村を守るため、地方交付税制度における基準財政需要額に、森林面積1ヘクタール当たり少なくとも1万円を算入すること。また、森林整備事業に対する国庫補助を10割とし、間伐材の搬出費も事業費に組み入れることを恒久化すること。

3 松くい虫対策の推進

松くい虫被害の拡散・増加を防ぐため、未発地域に対する予防対策など防除制度の強化を図るとともに、より効果的な駆除技術や樹木の開発や樹種転換、被害木等の利用、普及を促進すること。

特に東日本大震災の被災地域においては、被害木の増加が顕著であることから、国庫補助を10割とする緊急対策を講じること。

4 ナラ枯れ対策の推進

ナラ枯れについては県内でも被害拡散の状況にあるため、被害の防除制度の充実を図るとともに、効果的な駆除技術の普及を促進すること。

5 木質バイオマス利用の推進

森林資源の循環利用による林業・木材産業の振興を図るため、木質バイオマスの利用を推進し、森林資源の循環利用を促進するための多面的な対策を展開すること。

また、グラップルチップパー等の高性能林業機械を導入する際の補助率の拡充を行うこと。

6 民有林・国有林連携共同施業の推進

民有林と国有林については、共同して施業を行い、木材供給のコスト削減や安定化を促進すること。

また、モデル事業を実施し、共同施業の普及を図ること。

15 水産業対策の充実について

将来にわたり国内外の消費者に安全・安心な水産物を供給するための政策を進めていく必要があることから、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 秩序ある水産物輸入体制の確立

国際的な漁業規制が強化されるなかで、我が国の漁業の維持発展のため、水産外交を強力に展開し、魚価安定対策の確保及び水産物輸入規制の強化を図ること。

2 風評被害の早期解消

東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故により、特産「ホヤ」の大量処分を余儀なくされるなど、風評による様々な影響は未だに続いている。

については、風評被害の早期解消に向け、放射性物資検査に要する経費を全面的に支援するとともに、国内外に対する的確な情報の発信を強化すること。

また、関係国の輸入禁止措置の撤廃に向け、強力に働きかけること。

3 水産加工品の供給体制の整備

水産加工品の消費拡大及び流通機能の安定化を図ること。

また、水産加工業経営安定のため、長期融資制度の維持、充実強化を図ること。

4 水産基盤整備の計画的推進

新たな「漁港漁場整備長期計画」のもとに、施設の着実な維持更新を図るとともに、魚礁の設置等により水産資源の回復に努めること。

5 漁場・沿岸環境保全対策の推進

漁場環境及び生態系の保全を図るため、磯焼け現象の解消など藻場・干潟の再生・造成、水質の改善等に努めること。

なお、磯焼け対策については、ウニによる食害が懸念されているので、ウニの有効利用、調査等に対する補助を検討すること。

また、海浜及び漁場の美化を総合的に推進する施策の充実を図ること。

6 密漁防止対策の強化

密漁者に対する罰則を強化し、海上保安庁等の巡視船、超高速艇の配備等により、密漁や違反操業等による漁業秩序の混乱を未然に防止するよう、引き続き取締りの強化を図ること。

7 水産資源増殖の推進

さけ・ます増殖施設整備を充実強化するとともに、事業者の経営安定対策を図ること。

8 燃油及び石油関連製品の価格安定

漁船用燃油価格等が再び高騰する場合に備えて、影響を軽減する補てん措置、金融税制対策、省エネルギー型漁業の確立・普及など、必要な対策の拡充を図ること。

また、石油関連製品の価格安定を図ること。

9 養殖施設に係る激甚災害指定の運用基準の見直し

(1) 被害状況の指標とされてきた「海面養殖業所得推計値」の適用基準を緩和すること。

(2) 災害発生は広範囲と限らず、特定地域に集中することもあることから、指定地域を都道府県単位に限定せず、対象地域を細分化すること。

10 農林水産業施設災害復旧事業の適用拡大

海面養殖業で使用する共同又は個人所有の施設・船舶等について、農地と同様、農林水産業施設災害復旧事業の補助対象とすること。

併せて、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」において、特例措置として適用すること。

11 漁業経営安定対策の推進

漁業共済のうち、特定養殖共済における現行の掛金は、地域内の漁業者の加入

率によって金額に差異が生じているほか、施設共済においては、施設の復旧時における査定金額が低いことにより加入率が低迷している状況にある。

また、直接補償制度の構築にあたっては漁業経営者の声が的確に反映されるよう十分な配慮が必要である。

漁業経営は、自然環境や災害等によって大きく影響を受けるものであり、経営安定のためには共済制度の充実や所得補償制度の構築が不可欠であることから、次の事項について特段の措置を講じること。

- (1) 漁業共済制度について、より多くの経営体が無理なく制度加入できるよう掛金負担の軽減、加入要件の弾力化等、制度の拡充を図ること。
- (2) 漁業所得補償制度の構築にあたっては、現場の実情、意見を十分に踏まえて交付要件などを定めるとともに、町村の財政負担は伴わないようにすること。

16 産業振興対策の推進について

(1) 中小企業地域資源活用促進法等に基づき、地域のもつ産業資源や技術を活用した新たな産業の創出や起業化等について、積極的な支援を行うこと。

また、法人税等国税の軽減免除制度について充実強化を図ること。

なお、経済産業省の「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」は、復興に必要な企業立地と雇用創出に不可欠であることから、今後とも基金の積増しを行うとともに、本補助制度の期間を10年間とし、復興が遅れる地域に対しても確実に交付されるよう継続するとともに、実際に原子力災害被害を受け、東京電力より福島県内市町村と同様の賠償を受けた丸森町について、宮城県内の津波被災市町村と共に補助対象区域とすること。

(2) 仙台北部中核都市建設の促進について、関連企業の誘致を促進するため税制等の優遇措置、企業立地に基づく普通交付税の減収補てん措置の適用期限延長を図ること。

(3) 新たな物流政策の推進

モーダルシフトの推進と物流拠点の整備を目的とした新たな物流政策を策定し、実施すること。

- ① JR貨物宮城野駅の移転新設によるモーダルシフトの推進と物流拠点の整備
- ② インランド・デポ等物流拠点施設の整備と拠点化の促進
- ③ 周辺アクセス道路の整備
- ④ 後方支援拠点をリスク分散の観点から、大規模災害時において有用性がある道の駅など県内複数地区に分散して整備すること。

17 広域観光の充実に向けての支援について

観光は、今日多くの産業が関係し、新たに体験型・交流型観光が生まれるなど、地域経済の進捗と地域づくりに大きな効果が期待されることから、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 観光立国推進基本法に基づき策定された観光立国推進基本計画を踏まえ、町村が地域の特性を活かし、観光施策を着実かつ効果的に推進できるよう適切な措置を講じること。

また、地域の交通環境整備及びレンタカーやバス等の2次交通アクセスの充実を図ること。

- 2 観光客の車両がスムーズに目的地に向かえるよう、国道等の道路標識の整備及び駐車場入り口付近の車線拡張整備を図ること。

また、広域観光ルートの構築にかかる多言語観光案内板の機能充実、そのほか圏域における関連の各種事業について、より一層推進するための財政支援を講じること。

- 3 歴史的資源を活かした観光や地域産業に結びつけるために、歴史的建造物の修理・修復等保存対策に係る整備体制の拡充及び支援措置を講じること。

18 障害者保健福祉施策の充実強化について

障害者が地域において自立した生活ができる福祉のまちづくりに向けた環境整備の推進が必要となっていることから、町村がそれぞれの地域の実情に応じた地域生活を支援する取組が行えるよう、十分な財政支援措置を講じるとともに、補助事業の適用範囲の拡充を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

1 町村単独事業の福祉タクシー利用助成について、新たな助成制度の創設等を行うこと。

2 地域生活支援事業の必須事業とされている障害者への相談支援は、財源が地方交付税で措置されているため、一般財源への負担が大きい。今後も地域格差を生む要因とならないよう、必要な財政措置を講じること。

また、地域生活支援事業の必須事業に対する補助についても、1／2の補助率どおり交付されることはなく、事業の円滑な実施を妨げている。円滑に事業を実施し、障害者が地域間格差のないサービスを受けられるよう、国の負担を明確に示し、相談支援に関する費用負担を行うとともに、所要額の財源を確保し、補助率どおり確実に交付すること。

3 重度障害者については、在宅での生活が困難でも、グループホームに空きがない場合、入所待ちの状況が続くこととなるため、国の施策において入所施設の設置拡充を図るとともに、重度障害者を受け入れられる短期入所施設についても、設置拡充を図ること。

4 障害者福祉サービス事業所が不正行為等で事業所指定取消となった場合、関係町村において、給付費の全額を国及び県に一括返還しなければならない。

事業所から給付費の返還がない場合は、全額町村で負担することとなるため、必要な措置を講じること。

- 5 第5期障害福祉計画では、地域生活支援拠点として居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進することとなるが、障害者福祉施設等の福祉サービスが少ない地域に対する必要な措置を講じること。
- 6 障害児支援体制整備について、人的配置を含めて財政負担が大きいことから継続した財政支援を行うこと。
- 7 障害者福祉施設の拡充により障害者の生活の場も広がりを示している。施設所在自治体の財政負担に偏りがないよう、住所地特例の対象施設の拡充を行うこと。
 - (1) グループホーム
居住地の市区町村以外のグループホームへの入居およびグループホームから介護保険施設への入居については、住所地特例が適用されず、グループホーム設置市区町村の財政を圧迫しているのが実状である。
については、住所地特例の対象施設にグループホームを追加し、制度上の問題を解消すること。
 - (2) 労災特別介護施設
労災特別介護施設に入所する際は、施設へ住所変更する機会が多いにも関わらず、住所地特例対象施設とされていないことから、労災特別介護施設の設置市区町村が大きな負担を負うこととなる。労災特別介護施設も住所地特例の対象とし、設置市区町村の負担を解消すること。
- 8 身体障害者がグループホームを利用する場合、浴室、トイレなど建物の構造を身体障害者に配慮したものとする必要があるが、資材の高騰などで事業費が高額となるなど事業者負担が大きく整備が進まないことから、補助基準額を引き上げること。
- 9 ショートステイを含む全ての対象施設における防火対策強化に係る必要経費について、事業者の負担とならないよう改修費等の補助を拡大すること。

19 国民健康保険制度の抜本的改革について

国民健康保険の安全かつ健全な運営を図るため、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 財政基盤が脆弱な国民健康保険を、安定した医療保険制度として運営していくため、国による財政支援の充実・拡大を図ること。

また、震災により悪化した市町村国保に対して行われている財政支援について、今後も厳しい財政運営が見込まれることから、平成31年度以降も継続して実施すること。

- 2 国保を財源とする後期高齢者支援金の特定健診・特定保健指導の実績に伴う加算は、町村の安定した国保運営を妨げるため、実施しないこと。

また、特定健診・特定保健指導負担金の基準額を引き上げ、保険者の財政負担の軽減を図ること。

- 3 年度ごとの事業額及び税収が大きく変化した場合を考慮した支援の拡充を図るとともに、制度改正に伴う電算システム改修経費等については地方の財政負担が生じないよう十分な財政措置を講じつつ、事務の効率化と費用削減を前提として事務処理を講じること。

- 4 国保の都道府県単位化により市町村の保険料（税）が大きく変わらないよう必要な措置を講じること。

また、負担基準については全国統一のものとし、不足分については社会保障の範ちゅうとして国の負担とすること。

- 5 医療保険制度の抜本的改革が達成されるまで、国民健康保険が医療保険としての機能を充分果たせるように、国庫負担制度の充実強化を図ること。

また、医療保険制度の改革にあたっては、住民の実情を勘案した制度設計とすること。

- 6 平成30年度から未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額調整措置を行わないこととなったが、その対象を18歳に達した年度末までの子どもまで拡大すること。

20 後期高齢者医療制度について

今後検討する後期高齢者医療制度の見直しにあたっては、被保険者のために現場である地方の実情を十分考慮し、意見を反映したより良い制度とするため、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 現行制度創設の経緯と制度定着の現状を鑑み、現行制度の根幹は引き継ぐとともに、保険料負担は現行水準を維持すること。
- 2 都道府県単位の財政運営により保険料負担の公平化及び財政基盤の安定化を目指した現行制度の利点を引き継ぐとともに、制度運営の責任は都道府県が担うことを明確にした制度とすること。
- 3 国民健康保険の負担増とならない制度設計を行うこと。
- 4 新制度への移行にあたっては、現場での混乱を避けるため十分な準備期間を確保するとともに、下記事項に留意すること。
 - (1) 制度見直しに伴う経費や電算システム改修経費などについては、地方へ負担転嫁することなく、全額国において財政措置すること。
 - (2) システム開発の前提となる政省令を早期に公布するとともに、事前の情報提供を行うこと。

21 介護保険制度の改革について

超高齢社会を迎えるなか、利用者が安心してサービスが受けられるよう、同制度の円滑かつ安定的な運営を図るため、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 介護保険制度の円滑な運営を図るため、介護給付費負担金については、各保険者に対して給付費の25%（施設サービス給付費等にあつては20%）を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。

また、地域支援事業についても現在の交付割合及び交付内容を下回らないようにすること。

- 2 保険料の段階に世帯単位という考え方があることから、年金額が少ない者は、経済的に苦しく生活に支障を来すことがあるため、世帯単位で保険料段階を決定するのではなく、個人単位のものへと保険料の算定方式を見直すこと。

また、全国的に年々介護を必要とする方が増えており、必然的に個々の介護保険料も年々増加の一途を辿っている状況にあるので、高齢者の負担軽減を図るため第1号被保険者の介護保険料を継続して軽減するよう特段の財政措置を講じること。

- 3 配置医師は介護老人福祉施設内で保険医療を行った場合、診療報酬請求上、数多くの制約があるのが現状である。

入居者の高齢化が進み、医療ニーズの高い入居者も多く、急変時の対応等を求められるなど配置医師の役割は大きくなっている。

しかし、現実にはボランティア的な要素が高く、介護保険制度上位置づけが明確でないため、医師の確保が難しい状況にあることから、配置医師確保対策を講じること。

- 4 高齢者施設については、高齢化の進展に伴い需要が高まっているものの、介護職員及び施設の不足により入所待ちの状況となっており、抜本的な対策が必要で

ある。

については、人員確保のため、ハローワーク以外にも人材登録制度を構築するとともに、介護職員の処遇改善を行うための財政支援を講じること。

また、施設整備・誘致等には巨額の費用がかかることから補助金の更なる拡充を図ること。

5 平成29年度から要支援認定者に対する通所・居宅介護の予防給付が介護保険事業から切り離され、地域支援事業に移行したことに伴い町村の財政負担、事務負担が増えていることから、市町村間におけるサービス格差が生じないように、引き続き必要な財政支援や事務的支援を講じること。

6 高齢者が自宅で暮らし続けるための住宅支援と併せて、低所得者用の住宅を確保し、安定した地域生活を営むことができるよう、施策を拡充すること。

また、年々増加する施設入所待機者に対応するため、特別養護老人ホームの施設整備に対する財政支援の強化を図ること。

さらに、在宅で介護を行う家族等の身体的、精神的負担軽減を図るため老人短期入所施設の確保が必要となってきたことから、地域密着型特別養護老人ホームに併設する老人短期入所施設の整備について支援を行うこと。

7 地域密着型共同生活介護における本人負担の特定入所者介護（予防）サービス費等を利用可能とし、利用者の負担の軽減を図ること。

また、それによる市町村負担が増大にならないよう必要な財政措置を講じること。

8 地域包括ケアシステムの深化・推進には地域包括支援センターの機能の充実が不可欠となることから、人員配置基準の見直しを図るとともに、必要な財政支援を講じること。

22 子育て支援対策の推進について

「子ども・子育て支援新制度」の実施にあたり、次の事項について総合的に検討し、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援新制度が始まり、待機児童の解消、保育支援の質の向上に努めているところではあるが、全国的な保育士不足の影響により、保育士の確保対策が大きな課題であることから、保育士の処遇改善のための措置を今後とも継続して講じるとともに、町村の非常勤・臨時保育士についても国の助成対象とすること。

また、私立保育所では下半期以降の児童入所を見越し、保育士を配置しているが、児童が入所しない限り給付費が支払われず、経営を圧迫しているのが現状である。

については、保育士人件費等の一部が補填される補助制度を構築すること。

2 児童手当全額国庫負担

次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援し、家庭における子育ての経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して育てることができる社会をつくることを目的に子ども手当が創設されさまざまな制度及び内容の変更を経て現在に至っているが、財源負担も含め国と地方の役割分担が明確でなく、全国一律に実施する現金給付は、地方側に工夫の余地がないのが実状である。

については、今後の児童手当の制度設計に向けては、国と地方の十分な協議を行い国と地方の役割分担を明確にするとともに、財源については全額国庫負担とすること。

また、制度改正による電算システムの改修に要する費用も多額となることから、安定的で持続可能な制度改正とすること。

3 父子家庭に対する遺族基礎年金支給対象拡大

東日本大震災により父子家庭となった者に対し、国民年金法等の改正により、

遺族基礎年金の支給対象に父子家庭が加えられたが、受給できるのは、法施行日以降に父子家庭になった場合に限り、母子家庭に比べ公的支援制度が手薄な父子家庭の実情に沿った制度となっていないことから、震災特例を設けることにより、受給対象を拡大すること。

4 乳幼児医療費助成制度の充実強化

急速な少子高齢化、長期にわたる経済不況が子育て家庭への経済的負担を増加させ、少子化の進行を加速させることが懸念される現在、乳幼児医療費助成制度は必要不可欠である。

しかしながら、乳幼児医療費助成制度の費用負担は、町村の財政を圧迫しているのが実状である。

については、国として義務教育が終了する中学校卒業までの医療支援の充実を図るため、乳幼児医療費助成制度を子育て医療支援制度として制度化し、実施すること。

5 妊婦健康診査については、子ども・子育て支援新制度において「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられたが、財源については従前どおりとなっていることから、直接補助あるいは交付金とし、財政支援を充実すること。

また、妊婦健診にかかる財政支援に、妊婦歯科検診を加えること。

6 待機児童対策のための保育所整備

女性の就業率の上昇に伴い、保育所の待機児童数が増加し続けており、待機児童解消の対策が各自治体において大きな課題となっている。

政府は「認定こども園」の拡充により、待機児童の解消や、良質な教育・保育の提供を図っているが、町村が整備する幼保一体化施設や認定こども園（保育所型）についても、補助対象とすること。

また、市街化調整区域内で保育所整備を行う場合、都市計画法において立地に関する要件が定められているが、保育所の公共公益施設としての役割に鑑み、幼稚園と同程度の規制緩和を進めること。

7 過疎地域、山村振興地域をはじめ財政力の弱い町村では、公立保育所の運営が、

厳しい状況にある。今後ますます進行する少子化の中で、子育て支援対策として一定の保育サービスを確保していくために、特段の財政措置を講じること。

8 婚姻によらない母子家庭の保育所利用が増えている。ひとり親（母子・父子）家庭のうち、死別・離婚した場合は税制上の寡婦（寡父）控除の措置があり、保育料の算定にも寡婦（寡父）控除が用いられるが、婚姻によらない場合は寡婦（夫）控除が適用されず不公平感が指摘されている。寡婦（夫）控除の拡充等については国の税制改正においても議論がされているが、福祉制度、特に、子育て支援対策として「みなし寡婦」、「みなし寡父」が適用される措置を講じること。

9 放課後児童健全育成事業

(1) 放課後児童健全育成事業における職員基準の見直し

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」における放課後児童支援員の職員基準については、当該基準第10条第3項の規定に該当するもの及び都道府県が実施する研修を終了したものとして定義されている。

しかし、町村においては、放課後児童クラブの地域間での異なる利用ニーズへの多様な対応が求められているものの、支援員及び補助員のなり手が不足していることや、都道府県が実施する研修への参加が困難な場合があり、支援員の人材確保が喫緊の課題となっている。

については、柔軟な人員配置が可能となるよう、職員基準を見直すこと。

(2) 放課後児童健全育成事業への財政支援

放課後児童健全育成事業を実施する町村においては、地域間で放課後児童クラブの登録児童数に偏りがあるなど、町村財政を圧迫しているのが現状である。

については、放課後児童健全育成事業費の基準額及び国における3分の1の補助率を見直し、十分な財政支援を講じること。

23 地域保健医療対策の推進について

地域保健医療の充実、制度の定着化と安定化を図るため、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 地域医療体制の充実

- (1) 地域医療供給体制の強化充実を図るため、経営環境の厳しい自治体病院が県の地域医療構想との整合性を保ちながら経営安定できるよう財政支援を図ること。
- (2) 地方の慢性的な医師・看護師不足による地域間格差の解消のため、地域及び診療科による偏在等を考慮した、地域医療に従事する医師・看護師確保対策の充実強化を図ること。

特に、「新医師確保総合対策」等を踏まえ、全国的にも深刻な問題となっている産科及び小児科の医師確保など、更なる対策の推進を図ること。

また、コ・メディカルスタッフの確保対策についても推進を図ること。

- (3) 東日本大震災で壊滅的な被害を受けた病院の運営に対しては、震災減収対策企業債に対する交付税措置を拡充する等、財政支援を拡充すること。

2 地域の現状とニーズを踏まえ、地域間の病院連携を中心とした救急医療体制の整備のための取組みを進めること。

また、地域で運営する平日夜間初期救急医療体制施設については、医療圏内で初期から三次救急医療を完結するために整備されているが、運営主体は町村であり、運営費の負担が多額となっているのが実状である。

については、救急医療体制を維持し、安定した運営確保のため、施設の整備及び運営に対する財政支援を将来にわたり継続すること。

3 新型インフルエンザ等新感染症対策

- (1) 新型インフルエンザ等新感染症が発生した際には、各自治体に感染動向や発生状況について迅速かつ正確に情報提供し、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン原液の備蓄等に万全を期すこと。

(2) 新型インフルエンザ等新感染症の発生を受け、ワクチンの予防接種を実施する場合は、感染拡大の防止を確実に実施するため、国において低所得者層及び抵抗力の弱い乳幼児・児童に対する負担軽減措置を講じること。

また、自治体が行う新型インフルエンザ等新感染症対策においても、十分な財政措置を行うこと。

4 がん検診推進事業は、受診勧奨と受診率向上に大きな効果があるが、現在の補助基準が特定年齢の受診者負担金及び結果管理に関する費用となっており、町村の負担が大きいのが実状である。

については、特定年齢の健診費用補助はもちろんのこと、対象者を限定することなく継続して事業を実施し、健診受診等に十分な財政支援を行うこと。

また、就労者が、会社などで受診する場合にも利用できるような補助体制を構築すること。

5 定期予防接種

子宮頸がんワクチンやヒブワクチン、小児対象の肺炎球菌ワクチン及びB型肝炎等については定期接種となり公費負担の対象となったが、ロタウィルス及びおたふくかぜの予防接種についても定期接種化すること。

さらに、高齢者肺炎球菌ワクチン接種と水痘の予防接種については、平成26年10月から定期接種化されているが、定期接種化後における町村の財政負担に対し、引き続き十分な財政措置を講じること。

また、定期予防接種の対象ワクチンを増やすことは、感染症予防推進に有効な手段であるが、それに伴い町村の負担も増すことから、予防接種に係る費用は、直接補助や交付金とし、感染症対策に十分な財政措置を講じること。

6 風疹等予防対策

平成26年度より県で抗体検査を無料で実施できるようになったものの、免疫を持たない住民に対しワクチン接種を行う必要があることから、予防接種費用に係る財政措置を講じること。

また、風疹に限らず、予防接種制度の接種対象外となる者に対し、感染拡大防止等臨時緊急的に予防接種を実施する必要がある場合、国において財政措置を講じること。

24 ワーク・ライフ・バランスの推進について

少子化及び未婚率の上昇は1970年以降、おおむね並列的に進んでいるが、非婚を選択する大きな理由のひとつは長時間労働である。欧州先進国ではワークシェアリングを導入した効果として、合計特殊出生率が大幅に回復していることから、家庭生活との調和のとれた働き方が人口減少対策の最大の課題である。

については、積極的に男性が育児に参加できるよう、また、事業主が仕事と家庭の両立支援に取り組めるようワーク・ライフ・バランス施策の強化充実を図ること。

25 生活保護に係る級地区分の見直しについて

生活保護法第8条第2項に基づく級地区分は、地域における生活様式や、物価差による生活水準の差を生活保護基準額に反映させることを目的としたものである。

その基準が同等の水準と思われる自治体間で級地区分に差が生じ、保護費にも格差が生じている。

については、この様な現象を改善するため、生活実態に即した級地区分の見直しを行うよう強く要望する。

26 学校教育の充実に対する財政措置等について

1 学校図書館及び読書活動の充実

学校図書館司書の配置及び学校図書館の蔵書を充実させるため、図書購入の取り組みに係る学校図書館司書の人件費、図書購入費について適切な財政措置を講じること。

2 特別支援教育の充実

(1) 小中学校の特別支援学級の編制については、児童生徒数に関する基準の引下げを図ること。

(2) 特別支援教育支援員の配置等に対する地方自治体への十分な財政支援措置の拡充を講じるとともに、教員全体の特別支援教育のレベルアップを図るため、教職員の研修期間及び内容を充実させること。

(3) 特別支援教育の充実とLD・ADHD・高機能自閉症等の発達障害のある児童生徒への指導体制の整備を図るとともに、小中学校における介助員の配置等、人員配置に係る財政措置を講じること。

3 老朽化により改築又は改造を行う町村立小中学校の整備に必要な予算を十分に確保するとともに、国庫補助率を引き上げること。

4 英語教育の充実のため、ALT配置の人件費に係る財政措置を講じること。

また、ALT配置の人件費に係る財政措置については、JETプログラム以外のALT（民間）にも適用すること。

5 学校のICT化推進のため、校内LAN・教育用PC・校務用PC・電子黒板・タブレットに係る財政措置を講じること。

6 小中一貫教育を推進するための学校の新築及び改修等の施設の整備にあたっては、新築や改築でも補助基準工事単価の設定や、旧校舎の耐力度等の要件があり、設置自治体の負担が大きいことから、国においても新たな財政支援の枠組みを講

じること。

- 7 教職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、県が配当基準を定め配置されているところであるが、児童生徒に対して、きめ細やかな教育活動の一層の推進を図るためには、小規模校であっても単式学級での指導が欠かせないことから、複式学級が解消できる教職員の配置が可能となるよう財政措置の拡大を図ること。

27 特別名勝「松島」保護指定区域の見直しについて

古くから景勝地として知られ、日本三景の一つに数えられてきた松島は、国土美の価値が高いものとして文化財保護法による特別名勝に指定されて、現在に至っている。

しかし現在の指定区域は、一部が既に住宅地となっている等、現状が指定と乖離しており、直接景観に支障のない地域までも厳しく規制されている。

平成24年1月25日になされた「震災復興に伴う特別名勝「松島」の保存管理の在り方」最終報告では、震災復興事業にとっての最小限度の変更は認められたが、従来要望してきた保護地域の見直しについては認められていない。

そのため、公共事業が計画的に実施できない、住民の生活に根ざした改築や地震後の補修にも手続きに時間がかかる等、地域発展の障害となっている。

については、文化財保護区域の見直しをして景観に支障のない地域を除外する等、地域の実情に即した区域指定をするよう強く要望する。